

越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する 支援給付金(追加給付)のご案内

- 越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)
(1世帯あたり7万円)は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に特に影響を受ける「令和5年度住民税非課税世帯」を支援する給付金です。
 - 給付金を受給するためには、申請による**手続きが必要**です。
- ※本給付金における「世帯」とは、**令和5年12月1日**時点の住民票上の世帯を言います。

給付額

1世帯あたり**7万円**

申請期限

令和6年3月8日(金)

【 必着 】

※申請期限を超過した場合は受理できません。

給付時期

市が申請を受理した日から**2～3週間後**が目安です。

※申請の混雑状況によって、給付時期は前後する場合があります。

給付日前に通知ハガキが届きますのでご確認ください。

★★★ 給付対象となる条件は裏面をご覧ください。★★★



← 越前市ホームページ

ホームページでは多言語でご覧いただけます。
The homepage is available in multiple languages.
A página inicial está disponível em vários idiomas.
主页有多种语言版本。
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

お問い合わせ



越前市役所 市民福祉部 社会福祉課

電話 0778-43-5354

受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)

※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

給付条件(申請手続き前に必ずご確認ください)

- 基準日(令和5年12月1日)に、越前市に住民登録があること
…基準日以降に転入した世帯は給付金の対象外です。
- 世帯全員が、令和4年1月～12月の所得により令和5年度の住民税(市民税)が非課税であること
…住民税が課税されている方を含む世帯は対象外です。未申告の方は、税務課等で申告を行った後に、住民税が非課税である場合は申請できます。
- 世帯全員が、令和5年度住民税課税者から税法上の扶養を受けていないこと
…世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない方が一人以上いる必要があります。
【給付対象外となる例】
 - ・親族(住民税課税者)に世帯の全員が扶養されている場合
 - ・県外に住んでいる親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など
- 他の自治体から同様の事業の給付金を受けた者がいないこと
…他の自治体で既に7万円の給付を受けている場合は対象外となります。
- 世帯に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと
…特に外国籍の方がいる世帯において、租税条約による住民税免除を届け出ている方がいる世帯は対象外となります。

※上記の給付条件を一つでも満たさない世帯は、給付対象外となります。

申請手続きの方法

【様式第2号】

- (様式第2号)「越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)申請書」を記入し、必要書類(本人確認書類・口座確認書類の写し等)を添えて市役所窓口にご提出ください。(郵送での提出も可能です。)

※令和5年1月2日以降に越前市外から転入してきた方は、令和5年1月1日時点の市町村(課税地)が発行する「令和5年度住民税非課税証明書」(発行手数料は申請者負担となります。)の添付が必要です。

※令和5年1月2日以降に、日本に入国した方は本給付金の対象外です。

- 申請書類(様式第2号)は、越前市ホームページから印刷するか、市役所窓口(市役所2階 社会福祉課、今立総合支所)で配布しています。

【申請の際の注意事項】

- ・市の確認調査の結果、給付対象条件を満たさないと判断した場合は、不支給となる場合があります。
- ・一人世帯において世帯主が申請前に亡くなった場合、本給付金の申請・受給はできません。
- ・意図的に虚偽の内容確認をして給付を受けることは、不正受給となり詐欺罪に問われる場合があります。
- ・給付金の支給後に、給付条件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還する必要があります。
- ・給付金の受給後に、所得の修正申告等を行った結果、令和5年度住民税が非課税から課税になった場合は、給付金を返還する必要があります。